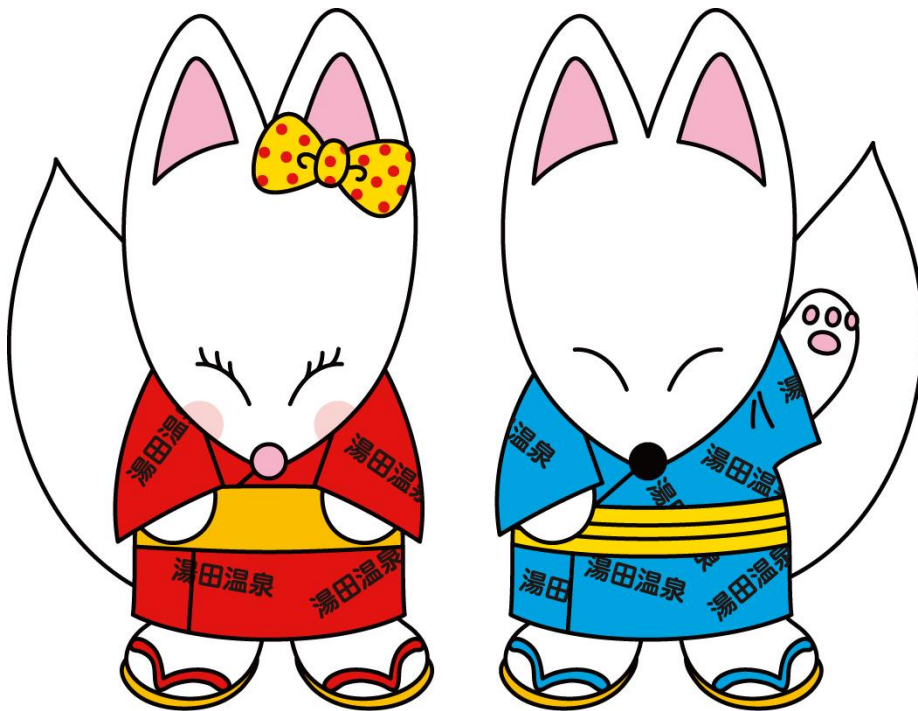


保存版

令和4年12月2日作成

令和7年4月1日改訂2

償却資産(固定資産税) 申告の手引き



®yudaspa

山 口 市

※この手引きは翌年度以降もご利用いただけますので大切に保管してください。次回改版時まで配布はありませんが、最新版は市ウェブサイトからダウンロードが可能です。

平素は、本市の税務行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在に所有している償却資産を資産所在地の市町村長に1月31日までに申告することとなっております。また、資産の保有状況把握のため、課税対象の資産を所有されていない方も、「該当資産なし」での申告をお願いいたします。

つきましては、この申告の手引きを参考にご申告いただきますようお願いいたします。

—目次—

1. 償却資産とは

- (1)償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
- (2)償却資産の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
- (3)申告が必要な資産と申告の必要がない資産・・・・・・・・4ページ
- (4)業種別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
- (5)建物附属設備(家屋の建築設備)で、償却資産として取り扱うもの・・・・5ページ
- (6)非課税となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
- (7)課税標準の特例の適用を受ける償却資産・・・・・・・・8ページ

2. 償却資産の申告について

- (1)申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ
- (2)提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ
- (3)提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ページ
- (4)提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ページ
- (5)提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11ページ
- (6)修正申告について・・・・・・・・・・・・・・・・11ページ
- (7)実地調査のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・11ページ
- (8)申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合・・・・12ページ
- (9)国税との主な違い・・・・・・・・・・・・・・・・12ページ

3. 償却資産申告書の記入方法

- (1)償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入方法・・・・13ページ
- (2)種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法・・・・14ページ
- (3)種類別明細書(減少資産用)の記入方法・・・・・・15ページ

4. 税額の算出方法

- (1)評価額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・16ページ
- (2)税額の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17ページ
- (3)免税点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17ページ

5. よくある質問 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・17ページ

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

法人、個人問わず、工場や商店、売電事業を営んでいる、又は駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を行っている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具、備品等の資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、特許権・ソフトウェア等の無形減価償却資産、自動車税の課税対象となる自動車などは課税対象となりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場
合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。

(2) 償却資産の種類

	資産の種類	品名
第1種	構築物	門、塀、擁壁、広告塔、路面舗装(駐車場舗装等)、 屋外排水溝、緑化施設、その他土地に定着した設備、 <u>建物附属設備(詳細は5ページ参照)等</u>
第2種	機械及び装置	建設機械、印刷機械、医療用機械、運搬設備、 太陽光発電パネル、パワーコンディショナー、 その他物品の製造加工等に使用する機械及び装置等
第3種	船舶	漁船、貨物船、遊覧船、客船、ボート等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車その他運搬車(<u>自動車税、 軽自動車税の課税対象となる資産は除く。</u>)
第6種	工具・器具及び備品	事務机、椅子、応接セット、陳列棚、冷蔵庫、パソコン、 測定工具、スタンド看板、切削工具、医療機器、 理容又は美容機器、冷暖房機器、ロッカー、テレビ、 レジスター、カーテン、厨房用品、金庫、複写機、その他工具等

※鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は除く。

(3)申告が必要な資産と申告の必要がない資産

●申告が必要な資産とは

賦課期日(1月1日)現在事業の用に供することができる資産で、次に該当するものです。

- ①税務会計上、減価償却となる資産
- ②家屋に施した建築設備・造作等で償却資産として取り扱うもの(5ページ参照)
- ③遊休資産、未稼働資産であっても、1月1日現在事業の用に供することができる状態の資産
- ④建設仮勘定で経理されていても、その全部又は一部が完成し、1月1日現在事業の用に供することができる状態の資産
- ⑤資産台帳に計上されないで、簿外資産として扱われている資産
- ⑥減価償却済の資産
- ⑦福利厚生用の資産
- ⑧他の事業者に貸し付けられている資産
- ⑨借用資産(リース資産)であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産
- ⑩使用可能期間1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても、個別償却している資産
- ⑪改良費に該当するもの(新たな資産の取得と見なし、別個に記入してください)
- ⑫租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産

●申告の必要がない資産とは

- ①自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ②無形減価償却資産(特許権、ソフトウェア等)
- ③使用可能期間1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- ④取得価額20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却するもの
- ⑤法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの(平成20年4月1日以降契約締結のもの)

(4)業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。()内の数字は、各資産の耐用年数です。

業種	主な償却資産の内容
共通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装工事(10又は15)、その他
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理容業 美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医業 歯科医業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産貸付業	金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(20)、太陽光発電設備(17)、その他
農業	果樹棚(14)、ビニールハウス(14)、農機具(トラクター(7)等)、その他
売電事業	回線工事(10)、架台工事(10)、舗装工事(10又は15)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、集電盤(17)、太陽光パネル(17)、パワーコンディショナー(17)、遠隔監視システム(10)、電圧制御装置(10)、防草シート(2)、その他

※耐用年数は今後改正される場合があります。また、中古取得した資産などの耐用年数は上表と異なります。

(5)建物附属設備(家屋の建築設備)で、償却資産として取り扱うもの

「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるもの」は、原則として家屋に含めて課税されますが、次に挙げる建築設備等については償却資産の申告対象となります。

- 構造的に簡単に取り外しができるもの
- 他に転用できるもので、それ自体資産価値を有するもの
- 家屋から独立した機械設備としての性格を有するもの
- 特定の生産又は業務の用に供するもの

※ただし、家屋の所有者以外の方(テナント等の賃借人)が取り付けした事業用の内装・造作・建築設備等は

「特定附帯設備」といい償却資産として申告が必要な資産です。特定附帯設備はテナント等の賃借人が償却資産として申告してください。

※家屋と償却資産の区分については、次ページのとおりです。

【家屋と償却資産の区分表】 主な設備等を例示すると、次のとおりです。

	償却資産の取扱いとするもの	原則として家屋とするもの
電気設備	受変電設備、生産用動力配線設備、自家発電設備、蓄電池設備、電話機・交換機、マイクロホン・アンプ、スピーカー、電気時計設備、投光器、スポットライト、ネオンサイン、中央監視制御装置等	一般照明設備及び配線設備（屋内） インターホン設備
給排水設備	井戸、独立高架水槽、屋外にある配管、ろ過装置、屋外給排水設備等	揚水ポンプ、モーター、止水栓、給水栓等
給湯設備	独立煙突及び煙道、湯沸機、ボイラー、貯湯槽等	左記以外のもので屋内にあるもの
衛生設備	集中浄化槽（合併処理槽）	浴室、シャワー、手洗機、洗面器、浄化槽等
ガス設備	屋外配管、メーター、業務用ガス設備一式等	屋内配管等
空調設備	生産事業用のボイラー設備、空調設備、パッケージエアコンコンディショナー、ルームクーラー等	左記以外のもので建物と構造上一体となっている冷暖房設備
換気設備		換気扇、送排風機、ダクト、ベンチレーター等
消火設備	ホース、ノズル、消火器、屋外の消火栓、配管貯水槽等	建物と構造上一体となっている消火栓、火災警報装置
避雷設備		避雷針等
運搬設備	工業用ベルトコンベアー、業務用リフト設備	エレベーター、エスカレーター、ベルトコンベアー、リフト
厨房設備	業務用厨房設備一式	造付けの流し台等
洗濯設備	業務用洗濯設備一式	
店舗及び事業用の造作設備	カウンター、商品販売台、陳列棚、ショーウィンドー、簡易間仕切等で床、壁又は家屋の一部と附設しているが容易に取り外しのできるもの	造付けの金庫、床、天井、内壁仕上げ等

※賃借人（テナント等）が施行した事業用の内装・造作及び建築設備等については、「原則として家屋とするもの」に記載された設備等も含めて、償却資産として取り扱います。

(6)非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、非課税扱いとなり、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの方は、種類別明細書の摘要欄に「**非課税対象**」と記入の上、また償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「10 非課税該当資産 有」に○をしていただき、下記の資料を添付し申告してください。

【非課税の対象となる償却資産の例】(一部抜粋)

非課税対象資産	根拠規定		添付資料
	条	項 号	
・宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物 及び境内地	法 第 三 四 八 条	第2項 第3号	定款、法人登記簿謄本等
・直接保育又は教育の用に供する固定資産 ・図書館及び博物館法第2条1項に規定する 博物館において直接その用に供する固定資産		第2項 第9号	定款、許可証の写し等
・保護施設の用に供する固定資産		第2項第10号	定款、法人登記簿謄本、認可証又は指定書 の写し等 (施設例) ・救護施設 ・授産施設 ・小規模保育 ・保育所 ・児童養護施設 ・児童発達支援センター ・認定こども園 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・福祉ホーム ・身体障害者福祉センター ・老人デイサービス ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・事業所内保育事業等
・小規模保育事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の2	
・児童福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の3	
・認定こども園の用に供する固定資産		第2項 第10号の4	
・老人福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の5	
・障害者支援施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の6	
・社会福祉事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の7	
・更正保護事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の8	
・包括的支援事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の9	
・事業所内保育事業(利用定員が六人以上)の用に 供する固定資産		第2項 第10号の10	
適用する非課税規定に定められた事業の用に供する資産が非課税となり、それ以外の用に供する資産は課税対象です。 ※「法」・・・地方税法			

(7)課税標準の特例の適用を受ける償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は、種類別明細書の摘要欄に「**特例名称**」を記入の上、また償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「11 課税標準の特例 有」に○をしていただき、資料を添付の上、申告してください。主な特例については下記のとおりです。

■再生可能エネルギー発電設備に係る特例 (改訂1)

特例対象資産	特例率	軽減期間	添付資料	備考
太陽光発電(1000kW未満)	2/3	3年間	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し	固定価格買取制度の認定(経済産業大臣)を受けた「認定発電設備」を除く。
太陽光発電(1000kW以上)	3/4			
風力発電(20kW以上)	2/3		再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し電力受給契約確認書 等	固定価格買取制度の認定(経済産業大臣)を受けた「認定発電設備」に限る。
風力発電(20kW未満)	3/4			
水力発電設備(5000kW以上)	3/4			
水力発電設備(5000kW未満)	1/2			
地熱発電設備(1000kW未満)	2/3			
地熱発電設備(1000kW以上)	1/2			
バイオマス発電設備(1万kW以上2万kW未満)	2/3			
バイオマス発電設備(1万kW未満)	1/2			

■先端設備導入計画に係る特例 (改訂1)

取得期間	令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
軽減期間	3年間	5年間	4年間	3年間
特例率	0/1	1/3 (従業員へ賃上げ表明有り)		1/2 (従業員へ賃上げ表明無し)
添付資料	■所有者自身が申告する場合 ①先端設備等導入計画(一式)の写し ②先端設備等導入計画認定書の写し ③工業会等による仕様等証明書の写し ④認定経営革新等支援機関の事前確認(確認書)の写し	■所有者自身が申告する場合 ①先端設備等導入計画(一式)の写し ②先端設備等導入計画認定書の写し ③認定経営革新等支援機関の投資計画に関する確認書の写し		
	■事業用家屋の場合、下記の資料も必要 ⑤建築確認済証の写し ⑥家屋の見取図の写し ⑦先端設備等の購入契約書の写し	■従業員へ賃上げ表明したことの証明書も必要 ④認定申請書内に賃上げ方針を従業員へ証明した旨の記載があること ⑤従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し		—
	■所有権移転リース取引が行われリース会社が申告を行う場合又は所有権移転外リース取引が行われリース会社が申告を行う場合は以下の資料も必要 ・リース契約書の写し ・固定資産税軽減計算書の写し (公益社団法人リース事業協会が確認したもの) ※リース会社の取得が取得期間内で、認定計画に基づいたものであること			

その他の特例の添付資料については、山口市役所資産税課家屋担当(TEL:083-934-2736)までお問合せください。

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

工場や商店、売電事業を営んでいる、又は駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を行っている方は、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有状況を申告していただく義務があります。また、資産の保有状況把握のため、課税対象の資産を所有されていない方も、「該当資産なし」での申告をお願いいたします。

※参考【償却資産の申告】

第383条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者(第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。)は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

(2) 提出書類

提出書類に関しましては、申告内容によって異なります。下記の表をご確認の上、申告をお願いいたします。電子申告の際も、下記の表をご参照ください。記載方法についてはP13～15をご覧ください。

申告していただく方	1月1日 現在の状況	償却資産 申告書 (償却資産 課税台帳)	種類別明細書 (増加資産・ 全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)	備考
初めて 申告される方	資産がある場合	○	○		
	資産がない場合	○			申告書「備考欄」の「該当資産なし」 をチェック
昨年度に 引き続いて 申告される方	①資産が増加した場合	○	○		
	②資産が減少した場合	○		○	
	上記①と②がある場合	○	○	○	
	資産の増減がない場合	○			申告書「備考欄」の「資産に増減なし」 をチェック。
	廃業・解散等の場合	○			申告書「備考欄」の「転出・廃業・解 散・その他」の該当する項目を選択 し日付を記入。
	訂正の必要な資産 がある場合	○	△	△	申告書「備考欄」に「修正申告」と記 入。
企業の電算処理により申告される方		○	○	△	「全資産」と共に「増加資産」及び 「減少資産」の明細の提出にご協力 ください。

△は該当する場合のみご提出ください。

◎番号法に定める本人確認の実施

平成 28 年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式に個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載欄が追加されました。これにより、個人番号を記載した申告書を提出していただく際、番号法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施しています。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付し提出してください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や eLTAX(電子申告)による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

ご不明な点等がございましたら、山口市役所資産税課家屋担当(TEL:083-934-2736)までご連絡ください。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し(個人番号付き)」等
身元確認資料	「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等

(注)本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料になります。

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の 番号確認資料	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」「本人の住民票の写し(個人番号付き)」等
代理人の 身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証」(代理人が法人の場合)等
代理権確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等

(3)提出期限

法定提出期限:1月31日

※法定提出期限が閉庁日の場合、翌開庁日が提出期限となります。

(4)提出先

～提出窓口・郵送先～

[提出窓口]

山口市役所本庁舎2階 資産税課 家屋担当

[郵送先]

〒753-8650

山口市亀山町2番1号

山口市役所本庁舎2階 資産税課 家屋担当

(5)提出方法

以下の3通りの方法があります。

●窓口へ持参での提出

提出期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので早めの提出にご協力ください。

●郵送での提出

同封の返信用封筒にて郵送してください。ただし、提出書類が多く入らない場合は、申告者自身で封筒をご準備ください。また、受付済の控えの返信を希望される場合は、コピーした申告書と切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。切手を貼付した返信用封筒がない場合は返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

●eLTAX(地方税ポータルシステム)での提出

「地方税共同機構」が運営するeLTAX(地方税ポータルシステム)による電子申告です。
具体的な操作方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

eLTAX ヘルプデスク

・電話 0570-081459(つながらない場合は 03-6745-0720)

9:00~17:00 受付(土日・祝祭日と年末年始を除く)

・ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

(6)修正申告について

これまでに一度申告した内容に誤りがあった際は、修正申告をしていただく必要があります。備考欄に「修正申告」とご記入の上、再度正しい内容にてご提出をお願いします。

また、修正申告により税額が変更となった場合は、改めて通知書を送付しますので、ご確認ください。

(7)実地調査のお願い

償却資産の申告の有無、申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく過去5年度分まで遡及して修正することもありますのでご了承ください。過年度分について追加徴収となった場合は、通常と異なり、一括納付となります。また、調査の結果により、家屋と土地の評価を変更する場合があります。

(8)申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び山口市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、不足金に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は、50万円以下の罰金を科されることがあります。

※参考 【固定資産に係る不申告に関する過料】

第386条 市町村は、固定資産の所有者(第三百四十三条第九項及び第十項の場合には、これらの規定により所有者とみなされる者とする。第三百九十三条及び第三百九十四条において同じ。)が第三百八十三条若しくは第三百八十四条の規定により、又は現所有者が第三百八十四条の三の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

【固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪】

第385条 第三百八十三条から前条までの規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(9)国税との主な違い

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い
償却期間の計算	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法	一般の資産は定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません(※1)	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
中小企業者等の少額減価償却資産の即時償却	認められません(※2)	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価(一部合算も可)

(※1)圧縮記帳の制度は固定資産税(償却資産)では認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

(※2)租税特別措置法に基づく「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」によりその取得価額を損金又は必要経費に算入した資産は、固定資産税(償却資産)では課税対象となります。

3. 償却資産申告書の記入方法

(1)償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入方法

3.償却資産申告書の記入方法

(1)償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入方法

1 及び **2** と、太枠で囲まれた各項目 **3** から **14** の内容を記入してください。

提出年月日を記入

申告する年度を記入

個人番号または法人番号を記入

山口市より送付しました申告書には印字しています。
申告が初めての方は記入不要です。

※確認番号

該当するものを○で囲む

10

11 山口市小郡下郷○○番地△

12 小郡リース株式会社

13 自己所有・借家

14

15 市区町村内における事業所等資産の所在地を記入
(例)事業所、支店、太陽光発電等

16 借入資産
借主の名称等
小郡リース株式会社

17 事業所用家屋の所有区分

18 備考(添付書類等)
先端設備等導入計画認定書添付
該当する場合は、チェックしてください。
□資産に増減なし
□該当資産なし
□課税標準の特例名称(先端設備
□転出・廃業・解散・その他
(年 月 日から)

記入する必要はありません。
ただし、自社電算処理により申告を行う場合は記入してください。

1 住所
753-8650
3 やまぐちいかやめやまちよう○ばんこうごう
山口市亀山町○番口号
(電話)
4 株式会社 山口あいえお
代表取締役 資産 太郎
(屋号)

5 個人番号又は法人番号
6 事業種目 飲食業
7 事業開始年月 令和2年3月
8 この申告に該当する事業の開始年度
9 税理士等の氏名

10 短縮耐用年数の承認
11 増加償却の届出
12 非無税標準の特例
13 特別償却又は圧縮記録
14 特別償却又は圧縮記録
15 税務会計上の償却方法
16 青色申告
17 申告

18 取得価額
前年期中に取得したもの(イ) 前年期中に取得したもの(ロ) 計((イ)+(ロ)+(ハ)) (ニ)

19 償却資産の種類
1 構築物 4,000,000
2 機械及び装置 3,500,000
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬装置
6 工具、器具及び備品
7 合計

20 評価額(ホ) ※決定価格(ヘ) ※課税標準額(ト)

21 償却資産の種類
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬装置
6 工具、器具及び備品
7 合計

受付済の控えの返信を希望される場合は、償却資産申告書のコピーと、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

(2)種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

図 二 十 七 金 産 生 資 産 一 (増 加 資 産 ・ 全 資 産)

令和 年度		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30		31		32		33		34		35		36		37		38		39		40		41		42		43		44		45		46		47		48		49		50		51		52		53		54		55		56		57		58		59		60		61		62		63		64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74		75		76		77		78		79		80		81		82		83		84		85		86		87		88		89		90		91		92		93		94		95		96		97		98		99		100		101		102		103		104		105		106		107		108		109		110		111		112		113		114		115		116		117		118		119		120		121		122		123		124		125		126		127		128		129		130		131		132		133		134		135		136		137		138		139		140		141		142		143		144		145		146		147		148		149		150		151		152		153		154		155		156		157		158		159		160		161		162		163		164		165		166		167		168		169		170		171		172		173		174		175		176		177		178		179		180		181		182		183		184		185		186		187		188		189		190		191		192		193		194		195		196		197		198		199		200		201		202		203		204		205		206		207		208		209		210		211		212		213		214		215		216		217		218		219		220		221		222		223		224		225		226		227		228		229		230		231		232		233		234		235		236		237		238		239		240		241		242		243		244		245		246		247		248		249		250		251		252		253		254		255		256		257		258		259		260		261		262		263		264		265		266		267		268		269		270		271		272		273		274		275		276		277		278		279		280		281		282		283		284		285		286		287		288		289		290		291		292		293		294		295		296		297		298		299		300		301		302		303		304		305		306		307		308		309		310		311		312		313		314		315		316		317		318		319		320		321		322		323		324		325		326		327		328		329		330		331		332		333		334		335		336		337		338		339		340		341		342		343		344		345		346		347		348		349		350		351		352		353		354		355		356		357		358		359		360		361		362		363		364		365		366		367		368		369		370		371		372		373		374		375		376		377		378		379		380		381		382		383		384		385		386		387		388		389		390		391		392		393		394		395		396		397		398		399		400		401		402		403		404		405		406		407		408		409		410		411		412		413		414		415		416		417		418		419		420		421		422		423		424		425		426		427		428		429		430		431		432		433		434		435		436		437		438		439		440		441		442		443		444		445		446		447		448		449		450		451		452		453		454		455		456		457		458		459		460		461		462		463		464		465		466		467		468		469		470		471		472		473		474		475		476		477		478		479		480		481		482		483		484		485		486		487		488		489		490		491		492		493		494		495		496		497		498		499		500		501		502		503		504		505		506		507		508		509		510		511		512		513		514		515		516		517		518		519		520		521		522		523		524		525		526		527		528		529		530		531		532		533		534		535		536		537		538		539		540		541		542		543		544		545		546		547		548		549		550		551		552		553		554		555		556		557		558		559		560		561		562		563		564		565		566		567		568		569		570		571		572		573		574		575		576		577		578		579		580		581		582		583		584		585		586		587		588		589		590		591		592		593		594		595		596		597		598		599		600		601		602		603		604		605		606		607		608		609		610		611		612		613		614		615		616		617		618		619		620		621		622		623		624		625		626		627		628		629		630		631		632		633		634		635		636		637		638		639		640		641		642		643		644		645		646		647		648		649		650		651		652		653		654		655		656		657		658		659		660		661		662		663		664		665		666		667		668		669		670		671		672		673		674		675		676		677		678		679		680		681		682		683		684		685		686		687		688		689		690		691		692		693		694		695		696		697		698		699		700		701		702		703		704		705		706		707		708		709		710		711		712		713		714		715		716		717		718		719		720		721		722		723		724		725		726		727		728		729		730		731		732		733		734		735		736		737		738		739		740		741		742		743		744		745		746		747		748		749		750		751		752		753		754		755		756		757		758		759		760		761		762		763		764		765		766		767		768		769		770		771		772		773		774		775		776		777		778		779		780		781		782		783		784		785		786		787		788		789		790		791		792		793		794		795		796		797		798		799		800		801		802		803		804		805		806		807		808		809		810		811		812		813		814		815		816		817		818		819		820		821		822		823		824		825		826		827		828		829		830		831		832		833		834		835		836		837		838		839		840		841		842		843		844		845		846		847		848		849		850		851		852		853		854		855		856		857		858		859		860		861		862		863		864		865		866		867		868		869		870		871		872		873		874		875		876		877		878		879		880		881		882		883		884		885		886		887		888		889		890		891		892		893		894		895		896		897		898		899		900		901		902		903		904		905		906		907		908		909		910		911		912		913		914		915		916		917		918		919		920		921		922		923		924		925		926		927		928		929		930		931		932		933		934		935		936		937		938		939		940		941		942		943		944		945		946		947		948		949		950		951		952		953		954		955		956		957		958		959		960		961		962		963		964		965		966		967		968		969		970		971		972		973		974		975		976		977		978		979		980		981		982		983		984		985		986		987		988		989		990		991		992		993		994		995		996		997		998		999		1000		1001		1002		1003		1004		1005		1006		1007		1008		1009		1010		1011		1012		1013		1014		1015		1016		1017		1018		1019		1020		1021		1022		1023		1024		1025		1026		1027		1028		1029		1030		1031		1032		1033		1034		1035		1036		1037		1038		1039		1040		1041		1042		1043		1044		1045		1046		1047		1048		1049		1050		1051		1052		1053		1054		1055		1056		1057		1058		1059		1060		1061		1062		1063		1064		1065		1066		1067		1068		1069		1070		1071		1072		1073		1074		1075		1076		1077		1078		1079		1080		1081		1082		1083		1084		1085		1086		1087		1088		1089		1090		1091		1092		1093		1094		1095		1096		1097		1098		1099		1100		1101		1102		1103		1104		1105		1106		1107		1108		1109		1110		1111	
-------	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--

第二十六号 蔡长明 蔡日 (蔡田用, 蔡用)

種類別明細書(減少資産用)

所有者名、枚数を記入

4. 税額の算出方法

(1) 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得したもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどまります。

例えば、

取得価格 250,000 円、取得時期令和4年5月、耐用年数4年のパソコンの場合

令和5年度＝250,000 円×0.781＝195,250 円

令和6年度＝195,250 円×0.562＝109,730 円

令和7年度＝109,730 円×0.562＝61,668 円

令和8年度＝61,668 円×0.562＝34,657 円

令和9年度＝34,657 円×0.562＝19,477 円

令和10年度＝19,477 円×0.562＝10,946 円

※令和10年度で算出額が取得価格の5%(12,500 円)より小さくなるため、以降 12,500 円で評価されます。

【減価残存率表】

区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得のもの (1 - r / 2)	前年前 取得のもの (1 - r)		前年中 取得のもの (1 - r / 2)	前年前 取得のもの (1 - r)		前年中 取得のもの (1 - r / 2)	前年前 取得のもの (1 - r)
—			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

※rとは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

(2)税額の算出方法

課税標準額の合計(1000円未満切捨)×税額(1.4%)＝税額(100未満切捨)

(3)免税点

課税標準額の合計が 150 万円未満である場合には、課税されません。

5. よくある質問 Q&A

○申告について

Q1:事業を行っているが、対象となる資産を所有していない場合でも、申告をする必要はありますか？

A1:あります。資産の保有状況を把握するため、課税対象の資産を所有されていない方も、申告書の備考欄にある「該当資産なし」を選択の上、申告をお願いします。

Q2:資産に増減がない場合、申告する必要はありますか？

A2:あります。申告書の備考欄にある「資産に増減なし」を選択の上、申告をお願いします。

Q3:税務署に確定申告をしています、市役所にも申告する必要がありますか？

A3:あります。確定申告は国税の計算のためのもので、償却資産の申告は市税(固定資産税)の計算に必要なものです。そのため、それぞれの内容に応じて申告していただく必要があります。

Q4:法人税・所得税などが非課税の場合でも償却資産の申告をする必要がありますか？

A4:あります。固定資産税の課税対象となる償却資産を所有している限り、申告が必要です。

Q5:事業所を廃止・閉鎖した場合も、申告は必要ですか？

A5:必要です。事業所を廃止・閉鎖した場合もその旨を申告してください。申告書の備考欄「転出・廃業・解散・その他」を選択し日付を記入の上、申告をお願いします。詳しくは山口市役所資産税課家屋担当(TEL:083-934-2736)までお問い合わせください。

○対象資産について

Q1:使っていない資産も申告の対象となりますか？

A1:なります。活動を休止している、いわゆる遊休資産であっても、事業の用に供する目的をもって所有し、いつでも稼働して事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

Q2:取得価額 9 万円のパソコンは申告の対象となりますか？

A2:取得価額 10 万円未満の償却資産は法人で減価償却資産として経理している場合を除き、申告対象とはなりません。また、取得価額 20 万円未満の資産で 3 年間の一括償却を選択したものは償却資産の申告対象から除かれます。

Q3:家庭用にも事業用にも使用する備品類は償却資産の対象となりますか？

A3:家庭用として使用する資産であっても事業の用に供する資産であれば、償却資産の対象となります。
なお、課税される部分と課税されない部分とに区分(按分)して取り扱うことはできません。

○申告方法について

Q1:パソコンで電子申告できますか？

A1:償却資産の申告は eLTAX を利用した電子申告がご利用いただけます。詳しくは、11 ページをご覧ください。

Q2:誤った内容で申告した場合、どうしたら良いですか？

A2:再度、正しい内容で申告していただく必要があります。申告書の備考欄に「修正申告」とご記入の上、申告をお願いします。

Q3:特例資産を所有している場合、どのように申告をすれば良いですか？

A3:申告書については、備考欄にある「課税標準の特例名称()」を選択し特例名称を記入してください。種類別明細書については、摘要欄に「特例名称」を記入してください。
また、添付資料が必要となります。8ページを参考にいただき、不明な点等ございましたら山口市役所資産税課家屋担当(TEL:083-934-2736)までお問い合わせください。

Q4:相続などにより所有権が移った場合には、どのように申告すれば良いですか？

A4:相続人の名前で申告してください。申告書の「所有者」の欄は相続人の住所・氏名を記入(訂正)し、備考欄の余白に亡くなった方(被相続人)の氏名と事由を記入して提出してください。また、資産の内容に変更があった場合には、種類別明細書も併せて提出してください。

Q5:毎年の償却資産の申告について、会社の決算期日にあわせて申告しても良いですか？

A5:償却資産の申告については、会社の決算時期にかかわらず、地方税法第 383 条の規定により賦課期日(毎年 1 月 1 日)現在における当該償却資産について、1 月 31 日までに申告しなければなりません。

その他

Q1:本店所在地、送付先を変更したい場合、どうしたら良いですか？

A1:本店所在地を変更された場合は、新住所での申告をお願いします。その際、送付先も新住所に変更します。送付先のみの変更を希望される場合は、変更内容が確認できるような資料の添付をお願いします。

Q2:耐用年数がわからない場合は、どうすれば良いですか？

A2:主な資産については、5ページに記載しています。また、「法定耐用年数」が財務省令で定められていますので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表をご覧ください。インターネットでは、電子政府の総合窓口 e-GOV のサイトで、「法令検索」を選択し、「減価償却資産の耐用年数」と検索するとご覧いただけます。

Q3:中古資産の耐用年数について教えてください。

A3:中古資産はすでにある程度の年数に渡って事業の用に供されており、通常の法定耐用年数を適用することが妥当でないと判断される場合が多くあります。そこで購入者が事業の用に供した時以後の使用が可能である年数を見積もり、その年数を耐用年数とすることができます。また、使用可能年数の見積もりが困難な場合は、「簡便法」により耐用年数を求めます。詳しくは、国税庁ホームページ「中古資産の耐用年数」でご確認ください。

お問い合わせ先・申告書の提出先
〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所本庁舎2階 資産税課 家屋担当 TEL:083-934-2736